

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

山梨国民年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

国民年金の制度ができた当時、町内会の勧めで加入手続をした。町内会の会計担当者に保険料を渡して納付していた。ずっと欠かさず納めていたはずなのに、12か月も未納の期間があることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、夫が厚生年金保険の被保険者となった際には直ちに任意加入に切替手続を行い、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立期間前後の保険料は納付済みとなっており、申立期間当時、申立人の住所に変更は無い上、申立人の夫が経営していた事業の業績が順調であるなど、申立人の資力及び生活状況に変化は見られないことから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間当時の近隣住民の証言から、申立人が居住していた地域において、申立内容のとおり町内会の担当者による集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和30年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、30年1月から31年9月までは4,000円、31年10月は5,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月11日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

申立期間③について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

申立期間④について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①ないし④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月1日から31年11月20日まで
② 昭和34年4月21日から同年5月11日まで
③ 昭和34年10月20日から同年11月1日まで
④ 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

昭和 29 年 4 月に A 社に就職し、E 県と F 県へ転勤により異動したが、平成 10 年に退職するまで継続して勤務していたのに、転勤の際に厚生年金の記録が途切れていることはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた「G 社史」に記載されている永年勤続表彰者一覧の記載内容及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A 社（D 社に社名変更後、H 社系列への合併を経て G 社となる）に継続して勤務し（昭和 30 年 1 月 1 日に A 社から同社 B 営業所に異動、34 年 5 月 11 日に同社 B 営業所から同社 C 営業所に異動、同年 11 月 1 日に同社 C 営業所から同社 B 営業所に異動、37 年 4 月 1 日に I 社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は、申立人と同じ時期に異動となっている同年代の同僚の記録から、昭和 30 年 1 月から 31 年 9 月までは 4,000 円、31 年 10 月は 5,000 円、申立期間②、③及び④については、34 年 3 月、同年 9 月及び 37 年 2 月のオンライン記録から、34 年 4 月は 1 万 4,000 円、同年 10 月は 1 万 6,000 円、37 年 3 月は 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和 30 年 1 月に申立人が転勤した際に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届、その後に提出されるべき 30 年及び 31 年の算定基礎届並びにこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が 31 年 11 月 20 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 1 月から 31 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

山梨厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和59年11月22日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和59年8月から同年9月までの標準報酬月額については24万円、同年10月については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年8月31日から同年11月22日まで
私は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が提出した履歴書により、申立人が、昭和59年11月22日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は、昭和59年*月*日に破産宣告を受け、同月22日に適用事業所でなくなっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、60年3月13日付けで、適用事業所でなくなった日と同日の59年11月22日から同年8月31日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認でき、また、被保険者証返納日は同年12月6日と記録され、同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録も残されている。

また、申立人のほか、前記と同様の処理が行われている健康保険厚生年金保険被保険者原票が少なくとも15人について確認できた。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年11月22日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和59年8月から同年9月までは24万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年12月から6年9月までは36万円、同年10月から7年9月までは38万円、同年10月は41万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月1日から7年11月30日まで
② 平成7年11月30日から同年12月1日まで

平成5年12月からのA事務所における標準報酬月額が、実際より低い記録となっている。また、7年11月30日で厚生年金保険の資格が喪失されているが、同月末日まで同事業所に勤務していた。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与支払明細書から、申立人は平成5年12月から6年9月までは36万円、同年10月から7年9月までは38万円、同年10月は41万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A事務所は、平成7年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、オンライン記録により、同年12月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年12月から6年9月までの期間については36万円から20万円に、同年10月から7年9月までの期間については38万円から20万円に、同年10月は41万円から20万円に、それぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の業務内容はB職の補助業務であり、社会保険関係の手続を行うことは無かった上、事業主は「滞納保険料があり、その清算処理は、私が自分で社会保険事務所に出向いて行ったもので、事務所職員には、そきゆう遡及訂正のことは知らせなかった。」と証言していることから、申立人は、標準

報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年12月から6年9月までの期間については36万円、同年10月から7年9月までは38万円、同年10月は41万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録及び周辺事情から当該事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所は平成7年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が所持する給与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年12月から7年3月までは50万円、同年4月から同年9月までは56万円、同年10月は53万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年11月30日まで
平成5年12月からのA事務所における標準報酬月額が、実際より低い記録となっている。厚生年金保険料を控除されていたので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事務所は、平成7年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、オンライン記録により、同年12月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年12月から7年3月までの期間については50万円から9万8,000円に、同年4月から同年9月までの期間については56万円から9万8,000円に、同年10月は53万円から9万8,000円に、それぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は当該事業所で給与計算及び社会保険事務手を担当していたが、事業主は「滞納保険料があり、その清算処理は、私が自分で社会保険事務所に出向いて行ったもので、事務所職員には、^{そきゅう}遡及訂正のことは知らせなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年12月から7年3月までは50万円、同年4月から同年9月までは56万円、同年10月は53万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年7月25日は16万円、同年12月25日は23万5,000円、19年7月25日は18万円、同年12月25日は25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日

申立期間について、賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されたが、会社から賞与支払届が提出されていない。賞与の記録が年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを申し立てているところ、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立人が提出した給料支払明細書（賞与）及び事業主が提出した賞与支給に係る明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年7月25日は16万円、同年12月25日は23万5,000円、19

年7月25日は18万円、同年12月25日は25万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から7年11月30日まで
② 平成7年11月30日から同年12月1日まで

平成7年4月からのA事務所における標準報酬月額が、実際より低い記録となっている。また、同年11月30日で厚生年金保険の資格が喪失されているが、同月末日まで同事業所に勤務していた。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事務所は、平成7年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、オンライン記録により、同年12月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が20万円から16万円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の業務内容はB職の補助業務であり、社会保険関係の手続を行うことは無かった上、事業主は「滞納保険料があり、その清算処理は、私が自分で社会保険事務所に出向いて行ったもので、事務所職員には、遡及訂正のことは知らせなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間②については、同僚の証言及び周辺事情から、申立人が当

該事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所は平成7年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が所持する給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を、昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年9月1日まで

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立期間を含む昭和58年4月から同年12月給与支払明細書において給与から健康保険料と厚生年金保険料を合計した金額が控除されていることが確認できる。

また、A社の社員を引き継いだ、B社の当時の取締役は、「当時、A社は経営が悪化のため社会保険料の滞納があり、同業者として支援していたところ、同社から社員を引き継いだ時に給与から社会保険料が控除されているのが分かり問題となった。当社が、引き継いだ社員を厚生年金保険に加入させたのは昭和58年9月1日からである。」と証言している上、申立人の雇用保険の加入記録においても同日からB社に勤務していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和58年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の他10名が同日に同社を資格喪失し、B社で同年9月1日に資格取得していることから、申立期間においても厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 58 年 6 月の社会保険事務所の記録から 8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しているため確認することはできず、他にこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①については標準賞与額（64万円）、申立期間②については標準賞与額（62万4,000円）、申立期間③については標準賞与額（48万7,000円）、申立期間④については標準賞与額（48万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を64万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を62万4,000円、申立期間③の標準賞与額に係る記録を48万7,000円、申立期間④の標準賞与額に係る記録を48万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成18年7月12日
④ 平成19年7月25日

平成16年から19年までの夏の賞与（7月支給）の記録が無い。当時の明細のコピーを送るので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間①について標準賞与額（64万円）、申立期間③について標準賞与額（48万7,000円）、申立期間④について標準賞与額（48万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人の申立期間②に係る賞与から控除されていた厚生年金保険料

は、正しい保険料額とは相違しているため、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事業所が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、現在登録されている記録を取り消し、申立期間②は62万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月から37年4月まで
昭和35年6月から37年4月まで勤務していたA社の厚生年金記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間を通じて、A社において伐採された木材を搬出する現場作業に従事していることは推認できる。

しかし、同僚のうち1人は、「入社してしばらくして社長から、総括的な責任者なので特別に厚生年金に加入するよう言われた。」と証言している。

また、同じく現場作業に従事していたもう1人の同僚は、「私は昭和35年4月に入社した。当初、社会保険に加入していなかったが、病気になったら困るので、事務員に申し出て社会保険に入れてもらった。」と証言しているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和37年2月10日となっている。

これらのことから判断すると、A社では、現場作業に従事していた者について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年8月1日からであり、申立期間のうち同年7月までは当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しており、同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、証言等を得ることができない。

このほか申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から33年12月1日まで

申立期間、A社に勤務していた。家庭用ガスコンロ点火用ライターを製造販売しており、自分はその器具をテストする仕事をしていた。申立期間の厚生年金の記録が無いのは納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び経理担当だった同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社はオンライン記録や健康保険厚生年金保険事業所名簿にも、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、当該事業所の経理担当であった同僚は、「当時、A社は社会保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料も控除していなかった。当然、自分にもその期間の厚生年金保険の期間は無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。